

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：皆さん，こんばんは。6時になりましたので，裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

皆さん，今日は非常に寒くて，冬至ということで，夜も早く来ているという中，裁判所までお越しいただきまして，どうもありがとうございます。

私，今日の司会を担当いたします大阪地方裁判所の裁判官の岩倉広修と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

司会者：今日は皆さん，経験者6人の方のほかに，裁判官，検察官，弁護士さんからそれぞれ1名ずつ意見交換会に参加していただいています。

まず，裁判官，自己紹介をお願いします。

島田裁判官：大阪地方裁判所の裁判官の島田一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日は皆さんから貴重な御意見を伺って，今後の裁判の参考にさせていただければと思います。

司会者：検察官。

飯田検察官：大阪地検の検事の飯田伸二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日は忌憚のない御意見をいただいて，今後の裁判の活動，立証活動等に役立てていきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：弁護士。

正木弁護士：大阪弁護士会所属の弁護士正木幸博と申します。今日は自白事件がテーマということで，弁護士にとっては一番つらい事件だと思うんですけど，いろいろ弁護活動に役立つように勉強させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

司会者：今，法曹三者の方から一言いただきましたけど，皆さん，本当に参考に

したいと、これはもう社交辞令じゃなくて本音だと思います。私自身も、本当に貴重な御意見ということを実感しております。今日は自白事件ということで、皆さん、裁判員として御経験されたこと、あるいは感想について、忌憚のない意見をどしどし言ってもらって、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 意見交換

自白事件における審理（冒頭陳述や論告・弁論での当事者の主張の在り方，証人尋問等証拠調べの進め方等）及び評議について

司会者：今日は先ほど言いましたけども、自白事件がテーマということになっています。

先ほど弁護士さんが自白事件は我々にとっては非常につらいと言われました。自白事件というのは、一番最初に検察官が起訴状を読んだ後に、被告人が間違いありませんと言って裁判が始まるということなんですけども、皆さん、裁判員になれる前に、裁判についての社会的な報道もありますし、ドラマなんかもあります。そんな場合、大抵検察官と弁護人が丁々発止とやりあっている。被告人が私はやっていないとか、殺していないとか言い、検察官が追及する、そんな感じのシチュエーションが多いかなと思ったんですけども、自白事件ということで裁判に臨まれて、ああ、こういう裁判なのかとか、いろんな感想を抱かれたと思うんですけども、その辺、自白事件の裁判に臨まれた第一印象はいかがだったでしょうか。まず最初に、それをお聞きしたいんですけども。

1 番の方、どうですか。

裁判員経験者 1：まず、法廷に入って被告人を最初に見たときの第一印象がすごく小さくて弱々しくて。最初に、子供に対する暴行致死だと聞いていたので、どういう人が来るかなと想像していたんですが、全然違う人だったので、すごく意外だったと、第一印象でもすごく強く思っています。

その罪を認めているという状態だったので、僕自身は比較的ずっと裁判を通

じて同情的な感じをずっと抱いていたんですけども、先ほど伺ってもやっぱり事件によってそういう印象はかなり違うんだらうなというのを後で思いました。そんな感じです。

司会者：どうもありがとうございました。2番の方，いかがですか。

裁判員経験者2：私の担当した事件の被告人は70歳だったんですけど、ほとんどもう認めて、間違いありませんということで、言葉もほとんど発せられなくて、間違いありませんだけしか聞かなかったです。

あの事件も本当に小さな事件なのに、捕まるのが嫌だからということで相手の人をけがさせて、罪が重くなったみたいなどころがあるんですけど、何か同情するようなどころもありました。でも、悪いことは悪いので、何回もしているということがやっぱり自分で抑えられないんだらうなと思いました。

司会者：3番の方，何でもいいんです。被告人の印象でもいいし、裁判ってこんなやつたん、イメージと違ったわ、ということでも。

裁判員経験者3：初めて経験したんですけど、テレビとかでよく、私サスペンスとか好きでよく見るんですけど。ただ私の事件は、何というかな、少年事件を、よく暴走族とか若い子がする事件を、ちょっと大人になった方がやったという感じで。だけどやっぱり今考えてみたらいい経験しました。

司会者：どうもありがとうございました。4番の方。

裁判員経験者4：私と同じ年代でありましたので、夫婦間の事件でよくわかりました。ただ、検察官のお話は非常に長く感じました。単純な殺人のようやったんですけど、モニターに映された写真で見た結果は。それと殺害された現場の写真を見てびっくりしたんですけど、それと殺害方法ですね、そういったものもモニターに映されましたので、非常によくわかりました。だから、私としては十分その事件については理解したと、初めにもう理解できたような気がしましたですね。

司会者：写真というのは、証拠調べのときに出た写真ですか。

裁判員経験者4：本当に本人が殺されているところの写真です。それを見て。

司会者：現場のね。

裁判員経験者4：はい。それが本当に単純な夫婦の殺人事件ですけど、そういうものも見せるんだなという気がしました。

司会者：ほんまにあったことなんやということですか。

裁判員経験者4：はい。その後、こういうふうに殺人を犯したという行為まで映されたのを見ましてね、びっくりしました。

司会者：驚いた。

裁判員経験者4：はい、驚きました。ネクタイを後ろからこう。

司会者：ああ、なるほど、ネクタイで絞められているときの写真ですか。

裁判員経験者4：はい。

司会者：どうもありがとうございました。じゃあ、5番の方、印象、何でもいいですから。

裁判員経験者5：今、私、弁護士さんが自白事件は難しいとおっしゃったんですけど、その意味がちょっとわかりにくかったんですけど。検事さんがばんばんと言いはって、弁護士さん何も言うてくれはらへんのかなと思って、その被告人に対してかわいそうやな、もうちょっといい弁護士さんつかへんのかなと思ったことが私は印象やったんです。

正木弁護士：実際の事件でそうやったんですか。

裁判員経験者5：でも、本当に弁護しようがないのかもしれないんです。何か上手にやってくれはらへんのかなと、弁護士さんのいい人を雇わないかんかなと思いました。検事さんは、もうばんばんばんと、質問を全部ちゃちゃっと言って、そのとおりなんですよね、彼も、はい、はい、そのとおりで、一生懸命弁護士さんに言われたとおり、やりました、僕が悪かったですと言ってはるんでしょけど、何かかわいそうな気が私はしたんです。だから弁護士さん、もうちょっと頑張ってほしいなと思ったんですけど。

司会者：今のその場面というのは被告人に質問していく場面ですか。

裁判員経験者5：いえ、ほとんど検事さんが被告人におっしゃるだけで、もうこ

の方のところはそのとおりなんです，弁護のしようがないという。本当にそうなんですけどね。

司会者：自白事件だからね。

裁判員経験者5：だからと思いました。

司会者：どんどん言ってください。弁護士さんにとっても勉強になることなので。

裁判員経験者5：いや，だからね，お金次第で弁護士のつけようが違うのかなと私は思いました。そのくらいかわいそうやなと思いました。でも弁護のしようがなかった，確かに。

司会者：自白事件だからそういうふうになったのかもしれない。要するに，5番さんが印象を持たれたというのは，ぽんぽんと検察官に言われっ放しで。

裁判員経験者5：弁護士さんも，読み上げて言うことしかない。

司会者：ということは，全体的な印象として，冒頭陳述から始まりますよね，被告人質問とかね。その後，論告・弁論って最後にまとめて言うじゃないですか。その辺でも，終始，5番さんの印象としては検察官が押しっ放しで弁護士さんがちょこっとう。

裁判員経験者5：いやいや，弁護しないといけないことは全部おっしゃいましたけどね。それ以上，弁護のしようが確かになかったんじゃないのかな。テレビのドラマばかり見ているから。弁護士がだあっと言ってくれるようなのを見て，ああ，うれしいと思うような，そういうことはなかったです。

司会者：特に弁護士さんが主役のドラマやったら，ああ，すかっとしたと，言うてくれたということがあるのに，何も言うてないやんかと。

裁判員経験者5：でも，事実そうおっしゃって，自白事件いうたら，ああ，そうかなて，弁護がなかなか難しい。でもはきはき言いなさいは教えはったんやろうと思いますけどね。

司会者：はきはきと検察官に答える，質問にははいはいと答える。

裁判員経験者5：悪かったですと言うてはったから，それで精いっぱいやったんかもわからん。両親，ずっと4回とも見えて泣いてはりましたけどね。

司会者：その辺また弁護士さんの御意見も聞きたいと思いますが、ありがとうございました。6番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者6：私は最初に事件そのものが新手的美人局かなという感じを受けました。やったことを裁く話なので、それは当然やと思いますけど、ただ、検察官の方の言い方がすごく上げつない印象だったというのを覚えています。そない言わんでもええやんというぐらいな、それこそぼんぼんぼんと。また弁護人の方も口が立つ方で、最後はもう感情込めながら書面を読んでね。

裁判員経験者5：違いますね。

裁判員経験者6：違いますよね。印象としては、そないなことで、そないな騒ぎせんでいいん違うのという印象が一番大きいですね。法律の仕組みと言えばそれまでなんでしょうが、そないなことでここまでせんでもというような印象がありました。

司会者：そこまで力みかえって大上段にかざすような事件かなという違和感ということですか。

裁判員経験者6：そうですね。大の大人が何人も集まって、税金も使い、ここまでして。当然、弁護人は私選弁護人やったんで、その分口も立ったんか知りませんが。

司会者：私選弁護人だった。

裁判員経験者6：私選。

司会者：ますます5番さんが、私、やっぱりお金やと思うと。

裁判員経験者5：絶対お金やと思いました。

裁判員経験者6：検察官の方も若く見えたんですよ、1人が。女性と男性のペアで、女性の方が、女性でそない言わんでもええやんというぐらい、表現とか、ちょっときついなというイメージはありました。

司会者：どうもありがとうございました。

皆さんいろいろ最初の印象というのをお聞きしていったんですけども、例えば、5番さんと6番さんのケースは、結構対照的というか、ある意味では方向

性が同じなのかもわかりませんが、事案がちょっと違う。お2人とも性犯罪の事案ですけども、5番さんの印象としては、事案が事案ということもあるんですけども、自白事件で、終始検察官が押し放し、弁護士さん、何してるのという、言っていることは言っているけども、印象が薄い。一方、6番さんのほうは、検察官も押し放すと、言うのは言うんですけども、事案に比べて、例えば少なくとも6番さんの感覚からすると違和感を持っているというふうな感じですかね。

裁判員経験者6：はい。

司会者：それは、例えば裁判が始まりますと、冒頭陳述ということで、これからこういうことを主張、立証していきますよというようなことを、検察官、弁護士、双方に、それをやってもらうんですね。

裁判員経験者6：はい。

司会者：こういう点を検察官は立証していきますと、弁護人はこの点を主張しますよ、この点にちょっと注目してくださいねというふうなのが冒頭陳述に期待されている機能ということなんです。皆さんのお手元にその当時の資料もあるかと思います。6番さんにお聞きしたいんですけども、ここまで力みかえったという印象、それは論告だったのかもしれませんが、どういうところに違和感を持たれたんですか。あるいは言い方とかですか。

裁判員経験者6：被害者の方が未成年で、実際に来てなかったのもありますし、検察の方も結局電話でしかその後の話をしていないみたいなんですよね。

被害者の主張することがちょっと意味が支離滅裂みたいな感じを受けたんですね。未遂なんですけど。発生もしていないのに、そないそこまでというのが違和感の印象でした。

司会者：今6番さんが言われたのは、被害者の言葉がぴんとこない感じですか。

裁判員経験者6：そうですね。何を主張したいんかわからないですね。被害者の方は被告人が出てくるかもわからないので、田舎に帰ってきなさいと。でも大阪という都会に憧れてかどうか知らんけど帰りたくない。そういうことやっ

て、その事件があったために学校も入学式しか行っていないと、精神的なショックが大きいと、その割にアルバイトをたくさん入れて人としゃべる機会を増やしているとか、どうも話の筋道が通っていないような主張を検察の方が電話で聞いて。あ、電話かと、会って話を聞いたんかなと思ったら電話やったと。そこそこの示談金も払っているのに、まあ、それでも罪は罪なんで仕方ないんでしょうけど。

司会者：今6番さんの経験された事案というのは強制わいせつ致傷で、被告人と被害者は面識がないというふうな事案なんです。で、ナンパ崩れで事件に至ったみたいなの。

裁判員経験者6：とнаっていますけど。

司会者：その事件でも、被害者の調書とか、あるいは電話聴取書というのが調べられているんですけども、6番さんは、そう言うても何かつじつまが合わんとか、ぴんどこないところがあるというような感じをお持ちですか。

裁判員経験者6：そうですね。だから学校に行けないとか、学校に行けない状態なのにアルバイトは行けるとか、犯行時間もこれ朝、早朝ですね。学校に通わなだめなような身分やのに、え、何時やったん。

司会者：午前6時20分。

裁判員経験者6：そうですね。で、まあ酒も飲んどるし。だから最初に言うたような新手的美人局におうたんかなというイメージがあって。

司会者：何か、そうすると、性犯罪って難しい面があるんでしょうけども、6番さんの気持ちとしては、そこら辺本人がおったら聞いてみたいという気持ちなんでしょうか。

裁判員経験者6：そうですね。被害者が未成年ということもあったので、その辺は生の声を聞けなかったんですけど、聞けたらもっと感情意見も変わってきたと思います。

司会者：ああ、そうですか。要するに、そのシチュエーションでいうと、学校へ入学したばかりで、人と話すのが苦手というふうな被害者像が、電話聴取

書とか，供述書に出てくるけども，そうは言っても，当時の事件状況とかを見ていると，お酒飲んでいて，午前6時20分の犯行となってくると，どんな生活していたんですかとか，供述調書との違和感を感じて，そこを本人に聞いてみたかったけども，それができなかった。

裁判員経験者6：出廷していなかったの。

司会者：いてたら聞けたのに，聞きたかったのになという感じですか。

裁判員経験者6：そうですね。検察さんの一方的な言い分だけになりますので。

司会者：そこは調書だけ読まれると，一方的なのかなと。矛盾や不思議なところが聞けないなということですか。

裁判員経験者6：はい。

司会者：そうですね，聞きようがないですもんね。その点例えば，自白事件というのは，証人になる場合もあるし，証人にせずに調書だけで済ませてしまうという場合もあるんですけども，もし証人尋問があったら聞いてみたかったなと。だけど本人が来てないから聞くに聞けない。

裁判員経験者6：はい。

司会者：どうもありがとうございました。参考になりました。

逆に，1番さんなんかは自白事件だけど，結構証人がいましたね。それはどうでした。

裁判員経験者1：僕の場合は結構証人がいっぱい出てきましたね。そもそも亡くなった子供さんが血のつながっていない再婚相手の子供で，その再婚相手もその育児を放棄しているという，そういう複雑な家庭事情だったので，その被告人の奥さんの弟さん，あるいは向こう側の家族のお母さんだったかな，それと被告人本人のお母さんと3人ぐらいの証人があったんですね。

印象としては，証人が出てきてしゃべっていることによる印象というのはやっぱりかなり大きかった。特に被告人の奥さんが出てきたときに，正直，この人ちゃうのというような感じの印象を持つような。というのは，証言が支離滅裂というか，どんどん変遷をしていったりとか，検察官の追及というか，それ

によって矛盾点を突かれて、どんどんくるくる変わっていったりとかというのを見て、これは信用できないなとか。あるいは被告人がその奥さんがある意味かばうような、最初に出てきた起訴状の内容と違うような証言をしたときに、その矛盾を一つ一つ突いて行って、最終的には認めると。自分がやったと言ってるけど、それは、奥さんがやったの見ていないと言ってますけど、見ていましたよねみたいな感じで認めるみたいな感じの。結構その証人尋問で事件の状況が、証言が変わっていくという、何か割とドラマチックな状況が僕の事件では結構ありました。それから見ているとやっぱり、先ほども検察官の方と弁護人の方の印象を言われていましたけど、僕も印象があって、ある意味検察官の方って、僕のとときの担当の方、2人おられて、1人すごく印象的だったのは、もの凄く切れ者というか、検察官エリートを絵に描いたらこういう人だろうみたいな、こういう人ならトップに上り詰めるんだろうなみたいな感じの、さぞ優秀だろうという方だったんですが、それに対して被告人の方はすごく本当に小さくて、あんまり言ったらいけないんですけど、生活環境、生まれついたりとも非常に不幸な、複雑かつ家庭環境も複雑というような状況だったので、検察官が優秀であるというのは非常にいいことなんですけども、優秀過ぎるというのはそれはそれでやっぱり何か残るものがあるなど、何かちょっと違和感、先ほど違和感と言われましたけども、何か、そこまで言うみたいな感じの印象はやっぱりちょっとありました。

それに対して、僕のとときの方、生活保護を受けていた方ですから、被告人、国選弁護人だったと思うんですけども、すごく頑張ってはったと思います。僕の事案は養子、血のつながっていない子供に対する虐待致死だったんですけども、それに対して最大限言えることはもう全て陳述とか弁護人の質問で言えることは言った。最後の陳述のときにもパワーポイントで資料を出すんですが、こんなに書き込むとかえって読めなくてわけわからんやろうなというぐらい書き込んでやられていたので、非常に努力はされていたと思うんですが、でもやっぱり検察官のものと比べると、検察官のやつは非常にシステムチックに、も

ちろん検察官御本人も優秀だったんでしょうけれども、どっちかという組織力でこう迫ってきているという感じが凄くしました。それに対して弁護人は大企業と個人商店の戦いみたいな感じで、ちょっと力関係があり過ぎるなど。だからそういう意味では国選弁護人の方を、何かもう少し何か組織力でどうにか弁護をするというのはできないのかなとかというのを僕の裁判のときには思いました。

ただ、比較的被告人の方にそんなに凶悪だという感じはなかったですし、検察官の方も弁護人の方も割とベストを尽くされていたという感じの印象が残るので、裁判としては特に問題はなかったかという印象は残っています。とりあえずそんな感じです。

司会者：1番の方が今言われた証人尋問で検察官が追及して、供述がその都度変わってしまうとか、その辺でやっぱりこの話していることは信用できるかなとか、信用できないかということ判断しやすかったですか。

裁判員経験者1：そうですね。被告人の方も認めて非常に反省していると。被告人の奥さんも同じように起訴されて別の裁判でやられたと思うんですけど、そちらのほうは一部否認みたいな形で、かかわったけれども、自分は手は出していないみたいな形のことを言っていたんですが、自分が手を出していない状況を説明していると、どうもやっぱりぴんとこない、曖昧であると。そこを検察官が追及すると、やっぱり曖昧にしているところの矛盾が出てきて、発言がこうくるくる変わって、ああこれは信用できないなという印象が残ると。そういう感じの、明らかになっていく過程というのは鮮やかだなというふうに思いました。

そして特に被告人の方が奥さんをかばうときに、もうかばって自分がかぶって奥さんにかぶらないようにするというような意図で言っているというのは多分みんなわかったんですけども、それを理詰めの一つ一つひっくり返して、最初の冒頭陳述のとおりですねって、はいつて認める。そういうあたりが被告人質問のときにかなり展開されましたので、それはある意味ドラマのような状

況だったという印象を残しています。

司会者：ありがとうございました。参考になりました。

この点は例えば4番の方，4番も自白事件ですけども，娘さんが証人に出てきましたよね。いきさつ，無理心中の事件，その辺，娘さんの証言ってどうでした。

裁判員経験者4：娘の話は，ありのまま言うている，全く陰一つない印象を受けました。だから，その点で検察のこの求刑はもの凄くびっくりするほどきついなというのが第一印象です。

司会者：娘さんのお話というのは，そこに娘さんがおるから，ありのまま事情どうやったんですかと聞けたという感じをお持ちですか。

裁判員経験者4：はい。娘も被害者の一人ですけども，もの凄く犠牲を払って，その子供もいてるのでしょうけど，それを犠牲にしてまで被告人をサポートしていたという印象を受けました。

司会者：今，1番さんからは実際に証人に出て話してもらったことによってその人の言い分が信用できるかできないかというのが非常にリアルだし，検察官の追及もあったんでしょうけども，わかったと。それが，被告人と奥さんの共犯で息子さんを虐待死させたという事案ですけども，量刑の判断をする上で影響しましたか。

裁判員経験者1：僕自身はその被告人の印象というのはかなり第一印象が強烈で，虐待で子供を死なせるというのはかなり事案としては凶悪な事案の印象で僕は入ったんですけども，先ほど言いましたように，本当に印象が違ったんですね。とてもそれをやれるような人には見えない。いろいろ話を聞いていると，その結婚した連れ子で，結婚した奥さんの問題がいろいろあると。それをある意味かばおうとして，間に入ろうとした結果起きたことであるというような印象がすごくありました。ですから，被告人を見ずに審理というか，評議をしていたら全然違った方向へ議論というのは流れたかなという気がします。僕は被告人の印象というのはかなり大きかったというふうに思います。

司会者：今，4番の方はありのまま言われているという感じ。6番の方は電話から聞いた話ではちょっとわからん，被害者の話，設定の矛盾について，もしいたら聞いてみたかったという御印象ですかね。

裁判員経験者6：はい。

司会者：2番の方はいかがですか。2番の方は先ほど言ったように，おじいさんが間違いありませんと言うだけで終わったということですけど。

裁判員経験者2：ほとんどもうスムーズに，とんとん拍子にいったみたいなんですけど，生活保護を12万円ほどもらっていたのに，お酒が飲みたいがために，ちょっと物を，窃盗ですよ，物を盗ってお酒の足しにするという感じで，物色していたんですけど。この工場側もシャッターもなく，鍵もかけてなくて，何かその辺も，私ところでも寝るときは鍵はかけるし，ある程度自分のところを守るんやけど，ここは防犯のカメラを設置されていたのに，本当にあけっ広げみたいな，人様の車なんかも預かっているのに，その辺がおかしいなと思ってね。防犯カメラを見ていて，盗んでいるということで追いかけてたいたりしたんで，そこで格闘して，はさみが落ちていたから刺したみたいなどころがあるのでね。何かそれも本当にかわいそうかなと思って。

司会者：何で，防犯カメラとかあって，鍵とか閉めなかったのかという。

裁判員経験者2：そうそう，それが。

司会者：被害者のお父さんが経営している工場だったんですね。

裁判員経験者2：そうそう。

司会者：お父さんなり，被害者に聞いてみたいという気持ちだった。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：いてたら聞きたい。

裁判員経験者2：そうですね。本当にこう見て，物を盗ろうかって，入れるということがね，自分の家でも鍵かけて入れないようにしてるのに，人様の物を預かっているのに，車とか修理するときにとられるかわからん。だからその辺ももうちょっと管理というのをすればよかったんじゃないかなと思うんですけど

ね，この工場兼おうちですかね。

司会者：そうですね。時間が午後 11 時 55 分，深夜と言ってもいいような時間ですね。店は閉まっていたんですね。

裁判員経験者 2：もうおうちのほうにいてはったんやけど，防犯カメラに映っているからということでおりてきはって，捕まえようと思ってしたんですけど。その人も何回も刑務所に行ったり来たりしているので，やっぱり逃げたい一心でそういう犯行に。

司会者：2 番さんもそういうちょっと疑問が生じたけども，被害者なりお父さんが出てこないの，聞けなかったということですか。

裁判員経験者 2：そうですね。その辺もちょっとありますね。

司会者：その辺ちょっと聞いてみたかったかなというところが残る。

裁判員経験者 2：ありますね。だから私らの裁判は本当にスムーズに行きましたよ，検察側も弁護側もそんなに，はあはあという感じで，認めてはったので。

司会者：3 番の方はたくさん事件をやっていた人なんですよ。

裁判員経験者 3：ああ，たくさんありましたね，5 件。

司会者：大体，共犯者と一緒にやった事件ですかね。

裁判員経験者 3：そうですね，ずっと。だけど，この事件，何か，自分の子供と年が変わらないから，そういう感覚で見えてしまって。だから悪いことしたのは悪いことですが，そう大きな事件じゃないというか，こそこそと，数が多いけど。

司会者：共犯者は証人に出てこなかったんですか。

裁判員経験者 3：出てこないです。証人とかは何もなかったですよ。

司会者：事案としては，ずっと一緒にやっていた共犯者は後輩なんですね。

裁判員経験者 3：後輩です。だから連れて回ったという感じですかね。

司会者：何かちょっと聞いてみたいこととかありました，もし出てきたら。

裁判員経験者 3：だけど，この事件，さっきも言いましたけど，若い子，10代の子がするような事件ばかりじゃないですか。息子と同じ目線で見たら，い

いかげんやめるよ，もっと大人になってという感じに思いました。

司会者：わかりました。

今，ざっと最初の印象から，どんどん発展して，多方面に話が行ったんですけども，皆さんから割と話題に出たのが，証人が出てきた人は，いろいろありのまま聞いてよかったとか，信用できるとか，判断しやすかったという点。証人が出てこなかった事案ではちょっとこの主張が，この辺が違和感があったんだけど，できたら聞いてみたかったけど，聞けなかったという点があるんですけども，その点，裁判官いかがですか。

島田裁判官：皆さんにお伺いしたいんですけども，証人を調べた結果，事実を認定するとき，あるいは刑を決めるときに，とてもやりやすかったのか，それとも証人を調べた結果わかりにくくなったのかとか。あとは被害者や目撃者の方，共犯者の方の調書だけで十分に事件の内容を理解できたのか，その点ちょっとお伺いしたいんですけど，いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：少なくともその当人というか，当事者，あるいはかかわっていた人たちが例えば被告人をどう見ていたかとか，あるいは被告人に対してどういうふうなことを証言するかとかっていう，その言い方とか人となり，人となりという踏み込み過ぎですけど，その印象というのはやっぱりかなり大きかったと思います。僕の場合には3人ほど証人が来ましたけれども，確かに，正直に言っているか，正直に言おうとしていないかというのはこんなに印象ってわかるんだ。それはだまされているのかもわからないですけど，やっぱり印象でかなり，文字になっていることでも変わるんだなというのは思いました。それがやっぱり評議をするときに，そういった印象が影響を与えて，それで判決に至ったというのはあると思います。

ただ，わかりにくくなったこととしては，その証言の中で矛盾した点が，冒頭陳述と証人の証言とで出てくることがあったんですね，例えば，被害者が足にたばこの火を押しつけられたのがいつだったのかとか，誰がやったのかとかという論点というのは，話題になるようなことでした。

そういう意味では、裁判員裁判というのは事実を全て詰めるというより、ある程度絞ったところでやるという割り切りが必要なんだろうなと思ったんですけれども、内容によってはそこでもう少し割り切らずに突っ込みたかったなと、考えたかったなというのが残った。そういう意味ではそこはちょっと混乱要因になったかなという印象だと思います。

裁判員経験者 5：うちは本当に、そのとおりの事件で、本人さんも認めてはるし、証人なんていう方は見えないし、被害者のお嬢さんは検察官の横に座られて、その人を見ているから、そっちに同情が行きます。被告人はもうただごめんなさい、言っておかないといけないから、ごめんなさいと言うてはったと思うし。示談金の話になったときに、検察官が300万しか払えないって、もっと払うべきじゃないですかとかいうふうに突いたら、お父さんはこれ以上払えませんとおっしゃったんです。もう二十歳過ぎた息子を切り離せば、お父さんが払う必要はないんですか。

司会者：厳密に言うと、不法行為したのはその人ですからね。

裁判員経験者 5：だから、突き放してもいいのかなと私は思ったんですよ。もう成人している、就職も決まっていた彼を、お父さんは300万なら出すと、ただ検察官が責めはるような感じだったんですよ。もっと事案もいっぱい見ると、それこそ、殺してしまった人もいてはるし、示談金なんか出した数字も余り出ていなかったし、そのお嬢さんに対しては気の毒だけど示談金が出るんですよ、一応二、三百万。お父さんはこれ以上出せませんとはいったから、弁護の仕方が悪かったのかなと。最後、聞かれて、本人さんが十何年と言わはったときに、彼の感じはああと思ったんでしょうね。自分がこれから10年以上入らないといけないという、それまでわからなかったと思います。ナンパから始まったから、もっと教育を一般的にやらないけないのかなと思いますね。簡単にナンパもされますし、しますし、お嬢さんのほうも考えないといけないなという、私はそう思ったんです。

司会者：ありがとうございました。今までいろんな意見が出たんですけど、それ

をお聞きになって、検察官、あるいは弁護士のほうから御質問とか御意見とかありますか。飯田検事いかがですか。

飯田検察官：裁判員の皆さんにちょっと御意見を伺えたらなと思っているところがございます。自白事件の場合でも、裁判員経験者1番の方のように、証人尋問をするという事案もありますし、調書、いわゆる書類だけで終わってしまうという事案もあろうかと思うんですね。私ども検事は被害者と接する機会が結構ありまして、被害者とか、単なる目撃者の方もですけども、その方々の中には、積極的に裁判員裁判に出て話をしたいという方もおられますし、してもいいかなという方もおられるんですね。他方で中には被害に遭って怖い思いをしたと、自分の名前も出てしまっていると、その中で、また被告人の前へ出るだけでも怖いし、被告人の前で被告人にちょっと悪いこと言うとまた怖いというので、出たくないとおっしゃる方もおられるんですね。いろんな被害者、目撃者、いろんな方がおられるんですけども、出たくないという方がおってもやっぱり聞いてみたいから、わかりやすさのためにはやっぱり無理してでも出てもらいたいというふうに思われるか、それはまあ被害者の方がそこまで怖い思いをするんだったら出なくても、書面でも構わないかなと思われるか、そのあたりはどうか、御意見を伺えたらと思います。

司会者：裁判員は、わかりやすかったかどうかということで意見を言っているわけですから、自分のせいで怖がってる人を引っ張り出すのかというふうな聞かれかたをするのはどうかという感じがしますけれど。

飯田検察官：ちょっとわかりにくいところ、御判断しにくいところはあるかなとは思っていますけども。

裁判員経験者5：それは被害者の方の意思でいいんじゃないですか、出たくないとおっしゃれば。

司会者：そうですよ。ただ、そうは言っても、今言ったように、1番の方とか6番の方は率直な意見としては聞いてみたらよかったかなということもやっぱり、それはそれで素直な意見ということなんでしょう。

裁判員経験者 6：さっき裁判官の方がわかりやすくなる証人とか，事件がもっとわかりにくくなる証人というのを伺っていたと思うんですが，随分前に知人が急に被告になりまして，何事やったということで，裁判所まで来たことがあるんです。そのときに言われた言葉が，裁判というのは大人のけんかやと，抵抗せんほうが負けんねん，それは民事なんですけどね。それに当然どんな事件でも法律で何月か，どれだけとかという量刑はあると思います。ただ，事件内容によって検察の方の求刑の，がばっと下というのはならないですよ。

司会者：今言われたのは，求刑と余り違う刑にはならないということですか。

裁判員経験者 6：例えばその裁判員裁判であの人かわいそうやからもっとまけたりとかいうのはできない仕組みになっているんでしょう，一応。

司会者：そんなことはないんですけど。

裁判員経験者 5：でもそう私も思いましたよ。その求刑が，検事さんが何年とおっしゃいましたし，弁護士さんはもう，そら情状酌量，ちょっとでも少ないほうがいいと思うけど，それは絶対弁護士さんとしてはこの事件では言えなかったと思うんですよ。御本人が認めていたし，ある程度の求刑になりました。それを持って帰りました。

司会者：正木弁護士どうですかね。何か 5 番さんは弁護人が自白事件では，先ほど弁護士自身もちょっと自白事件はやりにくいと言われたんですけども。

正木弁護士：被告人が無罪を争っている事件でしたら，弁護人も 100 かゼロのような戦いですから，それはもう攻撃的にやることもあると思うんですけども，やりましたというのを本人が認めていて，あとは謝る，基本的に謝るだけですよ。こういう事情がある，こういう事情もあるから，少しは罪を軽くしてあげてくださいという願いをするということになるんですけども，そのときも形だけ言うような弁護人もいれば，それなりに熱を込めて一生懸命やるような弁護人もいると思うんですけども。

裁判員経験者 5：うそ泣きでもやって。

正木弁護士：うそ泣きね，ちょっといいこと聞きました。

裁判員経験者 5：さらさらさらっと書いてきた，自分が書いてきたそれを読みはただけだった。で，情状酌量になるわけね，と私は思いました。

正木弁護士：ちょっと皆さんにお聞きしたいのは，弁護人のやっているのを見ていて，これは一生懸命やっているなとか，それとも何か書いてきたやつを適当に読んでいただけやとか，それが最終的な判断に，どれぐらいの刑にしようかとかいうことに影響したと思われるか，それは関係なかったけども，印象がよかった，よくなったとかいうのがあるのか，ちょっとお聞きしたいんですけど。

司会者：結局，弁論ですよ。弁論がどれだけ響いたかということですか。

正木弁護士：そうです。私がお聞きしたいのは，弁護人の態度そのものが皆さんの心に響くものなのかどうなのかということだったんですけど。

裁判員経験者 5：私は響かなかったです。

司会者：それは，どんなところに原因がありましたか。5番さん。

裁判員経験者 5：検事さんがだっだっだっとおっしゃったことに対して何もおっしゃらなかったし。事実，言われたら，検事さんが言われたことが事実なんです，うちのこの事件の場合。そやから，ごめんなさい，ごめんなさい，ごめんなさいしか言うことはなかった。

司会者：逆に，ほかの方で弁護人の弁論とか，そういう弁護活動で，割と心に響いたなとかいう感想をお持ちの方，いらっしゃいますか。

裁判員経験者 1：その前の，検察官の方のさっきの質問になんですけど，僕の場合致死なので，被害者の方はもう亡くなっているわけですけどけれども，被害者が出て来れないという場合はその出て来れないということ自体そのものがやっぱり心証に影響するかなと，それぐらい被告人というのはやっぱり被害者に対してそういう関係というか，そういう強い害を与えているというような印象は多分残るだろうなと。だからいないというけど，それ自身もまたやっぱり心証に影響するかなというのは僕は思いました。

先ほど弁護人の方の話なんですけど，僕の場合2人，弁護人の方がついておられまして，若い方と，ちょっと年配の方と。年配の方が，何というのか，寝

てるんちゃうかというような、若い人が尋問しているときに、何かそういうような感じ。何かこういう感じで座ってはったりしたので、あの人はだめやなというような感じを僕はそのとき思ったんですね。ただ、そのかわり若い方が非常に真面目にというか、真剣にというか、国選はやっぱり条件がよくないから大変やろうと思うけど、それにしては精いっぱいやってはるよなと。だから、そういう意味では誠心誠意やってはるから、そこで、ただ、ここに執行猶予をつけるというような感じは、弁護人の意見を述べるというのは、ここまでやってそういうのは理解できるよねと。ただ、まあそれを実際にとるかどうかというのはやっぱり別の問題ですよ。実際に求刑とその執行猶予の間はかなり差があって、自白事件って基本的にやっぱり検察のほうに、やっぱり印象としては寄るわけですから。ただでも全く誠心誠意やっているけど、これはやっぱりあかんよなという印象にいく場合も考えられますし、先ほど5番さんのように、ここまでやる気のない弁護人やったらちょっとここまで言ったらかわいそうかなみたいな印象が残るというようなこともあるような気がします。ですから、そういう意味では熱心にやればいいというもんじゃないという、何かふざけた結論になりますけれども、でもやっぱり弁護士さんがよくやっているかどうかというのはやっぱりかなり裁判員の方が見えると思いますので、それは事件そのものというよりも、弁護士という職業に対する裁判員経験者の印象にかかわるんじゃないかなという、何かそんな気がします。

司会者：どうもありがとうございました。ずっと議論は続くんですけど、1時間ぐらいたってききましたので、ここで休憩したいと思います。7時10分まで休憩します。

(約10分 休憩)

司会者：それでは後半を始めたいと思います。

自白事件は最終的に事実と争いがないという事案ですので、刑を決めるとい

うことに皆さん，一番ご苦労されたのではないかと思います。刑を決めるについては，一番最後に，検察官，弁護人から論告や弁論で，こういうことをしましたよとか，こういう点を見てあげてくださいとかというような主張があったと思いますが，そのあたり皆さんのご感想はいかがでしょうか。どれだけ参考になったかとか，あるいは分からなかったとか，いや，よくわかったよとか，ご感想をお持ちでしたら何でもお願いします。

裁判員経験者 1：たしか，最初にこの罪名だと法律上は最低はこれで最高がこれだと説明されて，その間でいろいろ議論がありました。あと量刑のデータベースですかね。データベースで大体こういう犯罪があって，被害者，子供でしたから，その子供がこれぐらいで，こういう状況で，こんなことして，こうやってやったらこれぐらいだみたいなことを幾つか，かなり詳細に見ました。

司会者：今，評議のあり方についておっしゃっていただきましたが，その前に，検察官が，「こうこうこうですから，この人は何年がふさわしいです」，「こんなことしてきますよ」ですとか，弁護人が，「いやいや，被告人のこんなこともあるじゃないですか」というように言う場面があると思います。そこはどうでしたか。

裁判員経験者 1：僕は割と，「検察の求刑はそこまで長いのか」というふうな印象がありました。先ほど言った，被告人の印象であるとか，その証言のいろんな状況であるとかということで，そこまで高くする必要はないんじゃないかなと。正直いいますと，弁護士さんの弁論によって影響されるということは，あんまりなかったです。それは弁護士としてはそう言わざるを得ないだろうけれども，実際としては，やっぱり事実は検察の言うとおりよねと。あとは，もうそこからどれぐらい弁護士の言うようなことをちょっと入れていくかなという感じでだったですね。

ですから，そういう意味では，弁論そのものが影響するというよりも，その弁論で出てきた論点が整理されてきて，もう情状酌量の余地はこれとこれとこれがあると，それをどう評価するという中で動いていったという印象はありま

すけれども、弁論そのものが何か影響したかという、あまりその印象はないですね。ですから、むしろやり方というよりも、論点をどれだけ整理して提示してもらえるか、その整理の仕方とか、そういうことによって影響してくるかなという印象が僕はありました。

司会者：皆さん、例えば4番の方は、検察の求刑が重いなというようなことを先ほどおっしゃっておられたところですが、論告でも検察はこうこうこういう理由があるからこの求刑ですというようなことを言っているかと思います。それと何か結びつかない、ピンとこないということでしょうか。

裁判員経験者4：検察官が非常に詳しく言われたんですけど、その検察官の話と、それと弁護人のお話といろいろお聞きして、もう参考にせんで、そのままで僕らは評議に入ったと思ってますね。ですから、ここに書いてますけど、これは弁論のほうの資料ですけど、計画的な犯行でなかったと。僕は計画的やったと思って見ていたんです、あの事件は。

司会者：5番の方は、検察の求刑が感覚的に低いというお考えでしょうか。

裁判員経験者5：いや、検察官が、もう決まった世間一般のその裁判の常識だったのかなと思いました。3件あるとかいろいろなこと。だから、弁護士さんはそれに何年とか、情状酌量だけしか言えないなと思いました。

司会者：6番の方は、そこまでというようなことを逆に思われたということですが、それはどのようなことでしょうか。

裁判員経験者6：論告のときに、犯行態様は悪質きわまりないとかね、そこまで書かんでええん違うのという。ようそんなことを、そこまで大げさに書けるもんやなと思った印象です。弁護人の方は、その辺に対してそうじゃないんだよというようなことはちゃんと言っています。

裁判員経験者2：私の場合、初めてある日に封書が届きまして、中見たらまあびっくりという感じで。裁判所も来たことがないし、本当に主婦してたんで、そういうふうな世界もあるということも全然知らなくて、それからいろいろちょっと調べてというか、見たんですね。当日、まさか当たらないと思ったのに当た

りまして、それからどんだん行っただけですけど、ただただびっくりというか、「ええっ、知らない世界だな」ということで。

裁判も、封書が来てから1回見に来たことがあるんですね。こんな事件があるんやなということ。その罪の重さ、こういうことしたら何年とか、そういうことも全然無知の世界で、入っていろいろ聞く、ただただもう本当に「ああこんなことがあるんや、あるんや」という感じで聞いて、それでああいうところに座って、もう何かときどきしながら聞いていて、上手に言うてくれはったから意見も述べられたんですけど、もうちょっと勉強しないといけないのかなと思う程度でね。

この私の扱った事件も、裁判員裁判にかかるような事件なのかなという印象があるんですね、全く。「はい、間違いありません」「刑務所に入ります」みたいな感じで、「もう出る意思はありません」みたいなところなんで、その辺のところ、これはどういうふうに変別されているのかなと思いました。

裁判員経験者3：私も全く同じです、意見、言われたことと。私も言おうかなと思っていたことそのまま言っていただきました。

飯田検察官：検察官としての反省を込めてなんですけれども、恐らく検察官の論告を聞いて、これでこの年数になるという根拠みたいなことがわかりにくいところがあるのかなというのがありまして、その印象はどうなのか。あるいは、例えばこういうふうにしたらもっとわかりやすいとか、何かご意見があれば伺いできればと思います。

裁判員経験者5：全然わかりませんね。何でその刑になるのかが。これが何年、何年って、全部にそれをつけてプラスで幾らになるというのが。でも、素人だったら誰もわからないと。だから裁判官の方は、ああそうだなと思って受けはったと思いますよ。

裁判員経験者6：自分の場合は、最初のミーティングでこの刑に対しての、これに対しては何年何月とかいうふうに説明していただきました。だから、論告のときも、それが頭に入ってますんで、すっと入りました。

裁判員経験者 1：法律的に何年から何年の間になるというのはわかっていますので、大体そこぐらいかなという目測はつけて聞くわけですね。そのときに、僕のと時の印象は、思ったより高かったという感じだったです。そのときの高いというときのその根拠として出てきたのが、犯罪が継続的で悪質であって、僕の場合、致死ですから、取り返しのつかない結果を生じさせたとあるから、それに見合った量刑が必要だというような言い方で求刑をされていました。ですから、そういう意味では検察の論点はその犯罪の範囲のある中のどの程度の悪質さにあるかということに重点があるのはわかるんですよね。多分、検察官が甘過ぎるという事例はそんなに数は多くないと思うんですけども、基本的には、どっちかというところまでみたいな感じだと思うんですけども。

ですから、そういう意味で、印象としてはわかるのはわかります。ただ、悪質の度合いの評価というときに、どれだけ根拠があってというか、あるいは感覚がマッチした形でその悪質性というのを説得されれば納得がいくかなと。それが、やっぱりどちらかというところ、悪質と言うところまでかなみたいな意見も、そこがあるとやっぱり印象的にずれが出てくるというような気がします。ですから、そういう意味では、その悪質性を言うときの説得力というのに結構かかっているのかなという気がしました。

正木弁護士：最後に検察官が論告で求刑をして、その後弁護人からの弁論になってますけども、そのとき、弁護人によっては、検察官こういうふうに言っているけど、自分が思うには、こういう刑がそれはどうだというふうな意見を言う人と言わない人というと思うんですね。それがあったほうがいいのか、なかったほうがいいのかということですか、あと、それによってどの程度の影響を、判断の材料として皆さん受けられたのかという点を教えていただければと思います。

裁判員経験者 6：それは、検察官の言われたことに対して、この部分はこうやけど、この部分はこうなんだというふうに反論というか、それが弁護なんですよけど、そういう印象はすごく受けました。だから、それで言ったほうがいい

のか、言わないほうがいいのかというのはちょっとわかりませんが、すごく、それは弁護人の方がおっしゃったことは心にしました。

裁判員経験者 5：うちは、響かなかったんです。弁護士、読みはっただけという。ちょっとでもまけてあげてと言うてほしかったですね。私はね。いや、ちょっと考えたい。ちょっときついですとか。もうちょっと何か、心情がここはこもった感じがしたと。うちは、もうこれ読みはっただけという印象です。

司会者：それは、何か書いてあることは書いてあるけれども、単に棒読みをしているといった、そんな印象だったのでしょうか。

裁判員経験者 5：私にはそんな印象でした。もうちょっとしっかりしてくれはったらなど。書かれたとおりを、ほんまに涙ながらに言うたら、ちょっとは違うかったのかなと思いますね。

そのお父さんの弁護に出られたんが、かえって悪印象になっちゃったんです。その300万、これ以上払えませぬというの。それも、弁護士さんがきっと300万ぐらいは出さないって教えてあげたと思いますよね。いや、わかりませぬよ。わかりませぬけど、示談金出すのには、お父さんはこれ以上出せませぬ。それでおじさんも、もう出てきたら必ず見てあげたいと思いますというのが、何かもう一つ自己弁護みたいな感じの方でね。そやから、弁護士さん、もうちょっと上手に戦い方を教えてあげたらよかったん違うのかなと。

司会者：単に文章で書いて、「はい、ここに書いたことを評議のときに注意してくださいね」というのではなく、やはり、いかに訴えかけるかとか、その読み方とか、あるいは態度や感情というもので、結構皆さん違うものではないでしょうか。

裁判員経験者 5：一方的に、検事さんがどンドンどンドンと攻めてはるのにね、弁護士さん、彼の後ろにいて、ただ2人がこれこれこれとか何かしてはるの見てますやん。

裁判員経験者 1：僕の印象で言うと、最後の弁論というよりも、むしろ被告人質問であるとか、証人尋問のときに、弁護士さんからどれくらい誠心誠意質問とか、あるいは証言引き出そうとしているかというのは、かなり印象を左右する

ような気がしますね。それは量刑に左右するかどうかわかりませんが、やる気ないんか、この人やる気ないよな、何気なしに過ごしてるよなという感じ。というのは、僕もさっき言ったように、2人やなくて、1人の人がすごい熱心にやったのが、もう1人が結構適当な感じの印象だったんで。これはほんまかどうかわかりませんが、印象としてそうだったんで。そうすると、やっぱりやるだけのことをやって弁護しているのかどうかというのは、もうそこで出てくるかなと。

あとは、先ほどの、弁護の最後の弁論ですね。弁論が左右するかという。僕のとときの経験で言うと、多分反省してるとか、初犯であるとか、再犯可能性がないとかというような論点を挙げて、それは多分情状酌量の余地のある点だったと思うんですけど、その後に、それは僕だけの印象ですけど、執行猶予を付した懲役刑が相当であるというような弁論だったんですね。そうすると、今度は逆に、確かにそれは情状酌量、そこまではいかんやろうみたいな感じに裁判員の印象はなったんですね。ある程度複数、2桁行くような求刑に対して。弁護士が10年求刑されたら8年でと言うと弁護活動にならないですから、執行猶予つくというのは理解できるんですが、そのあたりにギャップがあったら、やっぱり弁護側弱いよなみたいな感じの印象になって、その弁護人さんが挙げた論点自体が弱まってしまふ、印象が弱まってしまったという、そういう感じはありましたね。そのあたりが、何かうまくつながってくれば。何かうまくそこだけつながってないように見えたんで、ちょっと弱まったかなという印象があります。

司会者：ありがとうございました。評議の話も出ているところ、内容ですね、刑を決めるのがわからないというご意見が多く出ましたが、大体こういう事案で、こういう検索条件を入れると、過去の事例のおおまかな刑の分布状況がこういうふうに出ますという棒グラフは皆さんご覧になりましたか。また、ご覧になった方は参考になりましたか。

裁判員経験者6：あれがあったおかげで、「ああ、そうなんや」という材料には、

すごく参考になりました。あれがないと、逆にどんだけやっていいのかわからないです。あれは大変参考になりました。

裁判員経験者 5：やっぱり、それでなかったら素人は、これに対して刑がどのくらいというのがわからないから、こんなもんだったのかなと私も思いました。

裁判員経験者 4：皆さんのような、棒グラフを見るような難しい裁判ではなかったと思ってます。検察官の求刑が、これがちょっと間違いやないかなと思ったぐらいです。

裁判員経験者 2：私も、あれを見て「ああ、そうなんだ、そうなんだな」と思って決めました。過去の、こういうことをした人はこういう何年になるのかというのも本当に知らなかったもんで、やっぱりあれはかなり参考になりました、私は。

裁判員経験者 3：私は、その棒グラフみたいなのは見てないです。決めるとき、「あれを教えてもらわないと、私たち全然素人で、全然わからないから」と言ったら、裁判長が、「大体このくらいからこのくらいまで」ということを教えてくれたから、みんなが見てるそれは見てないです。直に裁判長に聞きました。そうしないと、全然もうわかんないです。素人やし。素人とかおかしいですけど。

裁判員経験者 1：あれは、やっぱりないと考えられないですよ。イメージがまず湧かないというのと、もちろんあれを参考にし過ぎると、逆に裁判員の裁量の余地がなくなるから問題やと思うんですけど、僕の場合、傷害致死でしたので、状況によってかなり量刑の幅がありましたから、どういうケースでどんな量刑があるかと、もう少し詳しいその個々のケースまで見ないと参考にはならなかったかなと。どれくらい悪質かとか、どれくらい継続性があるかとか、計画性があるかとか、そういったところまで見ないと、やっぱり参考にならなかった。

司会者：島田判事はどのようにされておられますか。

島田裁判官：私が今いる部では、量刑を決めるための要素を皆さんに議論しても

らって、大体この事実とこの事実がそのとおりだと思いますとか、弁護士さんが言ってるこの事実はここはどうかとかいうことを整理した後、投票する直前に、「これまでの裁判員裁判で、他の裁判体ではどんな結論になっているのかちょっと見てみましょうか」というふうにお誘いすると、皆さん「見てみたい」と言われるので、「じゃあ、やってみましょう」ということで棒グラフを見ていただいて、それを参考にしてもらった上で投票していただくというような形をとってます。

司会者：皆さん、多くの方の意見は、その棒グラフをご覧になって、それが非常に参考になった、あれがないとなかなか具体的な意見というのはちょっと言いにくいかなという感じでしょうか。

裁判員経験者 5：私も棒グラフはなかったですよ。どんな犯罪があるという事例案を20個ぐらいダットと書いたのがあって、刑が何年と書いてあるのを見ました。棒グラフではなかった。

裁判員経験者 3：私、そんななかった。何にもなかったから。棒グラフはあったらいいですね。

司会者：ありがとうございます。守秘義務については皆さんどうでしょうか。

裁判員経験者 1：守秘義務は、一言で言うとわかりにくい一言、それにつきますね。何を言っははいけないかというのは、説明は最初にされますし、終わってからもされるんですけど、それでいいんやってすっきり納得して帰った人は、少なくとも僕の周り1人もいなかったですね。だから、冗談で、どうしてもしゃべってしまうからというので断れへんやるかという話をしたりもしたことはありますけれども、やっぱり、今でもどこまで言っはいいかというのは、正直よくわかりません。どういうふうにしたら守秘義務がわかりやすくなるのかと、僕もよくわかりませんけれども、印象としては、やっぱりどこまで言っはいいのか、いつどんなレベルまで言っはいいのかというのは難しいなという一言です。

裁判員経験者 5：私は、裁判が終わって判決が出たら、それは、そのことに対し

てはしゃべってもいいと言われました。私がどうこうしたとは言いませんけど、こんな事件で、こんな判決が出たでという。それは裁判長が、これはもう終わった事件だから公表してもいいと。

裁判員経験者 3：事件の紙もらいましたよね。持って帰ってくださいって。被告人の氏名書いていない判決要旨のようなもの。だから、結局しゃべっていいんでしょう。

裁判員経験者 2：評議の中身は言わないでくださいということ。

裁判員経験者 6：自分はすごくわかりやすく説明していただきました。評議の内容だけ言うなど。あとは、どここの誰々がこんなんやったと。これはもう傍聴もできるんやし、それは構へんと。検察の求刑で、判決も出た後やったら、もういいよと。ただ、どうなってそうなったかいうのだけ言わんでくれって言われました。その評議の中身だけは。

ですから、知人にでも裁判員やってんと。「へえ」っと、大抵驚くほうが多いんですけど、「どんな事件やった」とかって、「まあ、こんな事件や」。それも言うてええって言われました。どここの誰々さんいうのも、裁判見に行っとるもんはわかるから、言うてもええけど、そこまであまり根掘り葉掘り言うのは、人として社会通念上におさめといてくれと。そういう言い方されたんで、非常にわかりやすかった。

司会者：その点、島田判事は何かありますでしょうか。

島田裁判官：私が評議の秘密の範囲ということについて裁判員の方にお話ししている内容は、評議の中で誰がどんなことを言ったのかということと、何対何で最終的な結論が決まったのかということは秘密にしてくださいということですよ。あと、事件の関係者のプライバシーにかかわるようなことについても、秘密になりますので守ってくださいと。それ以外のことは何を話していただいても結構ですと。法廷で見たこと、法廷で聞いたことは傍聴席の人みんな聞いているわけですから、それは公開されているので話してもらっても結構ですと。そう話しております。

そう言ってもらったらわかってもらえるでしょうか。それともまだおわかりいただけないでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね，評議の中身を話さない，それもわかるんですけど，ただ，話さないといっても，全く何も話さないわけにいかなくて，どこまでならオーケーかとかというような線引き，誰が何を言ったという，名前は実際裁判員わからないわけですから，誰が何を言ったとといったって，裁判員のプライバシーに関わらないわけですし，評決の何対何だったとかというのは，僕は正直全然覚えてないんですけど，ただ裁判官の3人のうちの1人が入らないといけないとかという，そんなことは何となく覚えてはいるんですけど。

あと，プライバシーの問題でもそうですよね。僕の場合には，その事件自体が全部1つの家族の中でのことでしたし，子供が絡む話でしたから，プライバシーというのを配慮すれば，言いにくいことが多いです。公開されているとはいえ，やっぱり言いにくいことが多い。そうすると，聞いている相手にも興味本位で聞かれるか，それとも真剣というか，例えば幼児虐待とかそういった問題を思ってる人が聞くかで変わってくると思うんですけど，そのときに，例えばプライバシーに踏み込むって，どこまでぎりぎり言ったらいいかというのと，そのときにちょっとどこまでかなと。ここは切っといたほうがいいのか，それとも，やっぱり社会問題として考えるのであれば，もう少し踏み込んだことまで言ったほうがいいのか，家庭の事情まで，裁判は公開とはいえ踏み込みますから，そういったときの配慮っていうのはどうしても考えてしまう。それは，言葉で聞いているとすっきりするけど，やっぱり実際話すときは迷いが生じる。

司会者：ありがとうございました。時間も大詰めとなってきましたが，最後に皆さんお一人ずつから，これからの裁判員裁判，こういうことを望みますとか，こういうことをもっと頑張れとかいうことがあれば，おっしゃっていただきたいと思います。あるいは，こういうところはよかったので，ここをもっと伸ばしてほしいといったご意見でも結構です。

裁判員経験者 5：私は，書類が何度も何度も来たのが1回でいいと思います。そ

の都度ペーパーレスのほうがね。たくさん同じようなことが書いてはるような気がしました。もうちょっと簡素に。これも経費ですので。書類とかその送られてくるもの、丁寧すぎると思いました。あのCDももっと普通に、あんなの要らない、わざわざ送ってもらって。

みんな、「行ってきた」と言うと、「ええっ、うそ、そんなん行かれへんわ」とおっしゃるんですよ。だから、何かみんなテレビも見てなかったのか、テレビでもうちょっと。あんまり浸透してないのかなと。

裁判員経験者4：別に私は何とも思いませんので、意見はあんまりないんですけど、ただ、裁判の内容で、被害が大きいほど量刑は重くしたほうがいいのかなと思います。被害の状況を見てね。そういう感じは裁判で分かりました。

裁判員経験者6：裁判は、実際に短くなったんですね、この制度のおかげで。それはよかったんじゃないかと思います。

司会者：6番の方が経験された日程で、これではちょっとゆったりとし過ぎだとか、あるいはもうちょっとゆったりしたほうがいいとか、そんな感想はありますか。

裁判員経験者6：いえ、自分は2日半ほどでしたんで、ころ合いと思います。

裁判員経験者2：本当に事件がすごく多いですし、裁判員裁判というのはあるはずなんですけど、行ってきたという人の声をあんまり聞かないですね。私も行ってきたんやけど、行ってきたとも人にちょっと言いにくいというか、それもあるし、あんまりできなかつたから。こういうふうな裁判所を見るということも別世界のようで、全然知らなかつたんですね。だから、そういうことをもう少しテレビとか新聞とかでも、もうちょっと身近にね。この裁判員来たら「来たわ」ぐらい、喜ぶぐらい、いい経験したなっていうぐらいのね。

司会者：いい経験はされましたか。

裁判員経験者2：はい。行って初めて思ったんですけど、それまでは、もうそんな絶対選ばれへんという先入観があるんですね。だから、行ってきたということもやっぱり言ったほうがいいんですね。

司会者：2番の方は周りの人に何か言っておられますか。

裁判員経験者2：言ってもいいんですけど、何かあんまり行った人がいないんでね。みんな黙ってはるのかなと思って。この間もそないして言うたら、「ええ」って言われてね。内容は聞かれないんですけど。「ええ、そなんん経験したん」って言われてね。「どうやった」言うから、「いい経験したよ」とは言うといたんですけどね。

もう今回も、このようなことだとはわからなくて、ただ意見の交換かなと思って来たら、えらいこういうふうな大々的になってるんでね。もうちょっと内容も、あのときに説明してもらったらよかったかなと思って。気さくに言えたということは、よかったかなと思ってます。

裁判員経験者3：ただ、一ついい勉強をさせていただいて、自分に役に立ったと思います、4日間。ありがとうございました。

裁判員経験者1：やっぱり裁判員、僕も周りに経験者が誰もいなくて、言えば全員が驚く。「ええ、そなんん送られてくんねや。そんな招請状みたいなもんが」みたいな。「当たんねや、そんなもん」みたいな感じですごく言われました。

印象としては、やっぱり裁判員裁判っていろいろと導入のときも議論がありましたし、僕の周りで、比較的リベラルな人で、これに反対してる人も結構多かった。運動してる人がいたので、印象としては、もう僕も海のものとも山のものともつかずみたいな。

経験としては、やってみないとわからなかった経験というのがありましたし、検察官の方がどういうふうに取り調べとか、冒頭陳述したり、弁護人の方がどういうふうに尋問したりするかというのを目の当たりにしましたので、そういう意味では、その裁判というもの自体がこういうふうになってるんだという印象が自分の中で持てました。そういう意味では、知ってみて初めてわかることというのがありましたんで、経験としては非常によかったかなと思ってます。

その中でも、もし1つだけ言うとしたら、やはり国選の弁護人さんをもう少し何かバックアップしたりとか、検察官と国選弁護人の方の実際には攻防で対

等のはずなんですけど、明らかに対等じゃない感じで、検察官の方が、そういう組織でやっておられる方は、それはいいと思うんですけど、弁護人の方がよくて孤軍奮闘、悪けりゃ孤立無援みたいな状況になってるような気がするんですね。もちろん、重要事件の場合、いわゆる認否自体を争うような裁判とは違いますけれども、情状酌量とか量刑の上で争わないといけない論点というのは、あることはあると思うんですよね。それをしっかり詰めて議論するには、やっぱり弁護人の方の資質だけではなくて、それは報酬なのか、組織的なバックアップなのかわかりませんが、何らかの形でもう少しサポートが弁護人自身にあってもいいのかなというのは思いました。

今回ののは、割と非常に個人では奮闘されてたんですけど、限界はあるなというのを感じましたし、それはやっぱり被告人、僕の場合は、被告人は例えばあいいんに暮らしてたりとか、生活保護受けてたりとかという、非常に社会的につらい立場におられる方でしたんで、そういった方が裁判でも孤立無援な状態に置かれるというのは非常に不憫な、その犯罪を抜きにしても不憫な状態だと思うので。そこは裁判員としてこっち側から見てて、両側立って見ても。それがここに来て言いたかった1番のことです。

司会者：どうもありがとうございました。皆さんからたくさん貴重なご意見をいただきましたので、それを聞かれて、また最後にご感想をいただきたいのですが、正木弁護士、いかがでしょうか。

正木弁護士：皆さん、貴重なご意見どうもありがとうございました。

私自身の信条は、もうたとえただでやる事件であっても全力を尽くすということではあるんですけども、実際は、最初のころに大企業対個人商店というふうにおっしゃったのが印象に残っているのですが、全くそのとおりですね。ですから、これは、もう私が別に弁護士会を代表するわけでも何でもないですけども、今日のお話は直接お聞きして非常に身にしみましたので、ぜひ仲間の弁護士には伝えていきたいと思いました。どうもありがとうございました。

司会者：飯田検事はいかがでしょうか。

飯田検察官：本日は大変な貴重なご意見をいただきまして，ありがとうございます。今後の活動に役立てていきたいと思っております。

先ほど弁護士に対するエールがございましたけれども，私から見ていると，弁護人と検察官でそんなに力関係があるというわけでは全くなく，むしろ事件によってはすごく熱心にされている弁護士の方はおられますし，逆に言えば，もうこちらが負けてしまうというような方もおられますので，その辺はそのような面もあるかなと思います。

司会者：島田判事はいかがでしょうか。

島田裁判官：本日は本当に貴重なご意見をたくさん聞かせていただきまして，ありがとうございます。

我々裁判官が何か発言するときの影響力は非常に大きく，やはりかなり慎重に発言しなくてはいけないだろうなということをつくづく感じました。本当にありがとうございました。

司会者：お時間になりましたが，私の拙い司会のために，皆様のご意見をちゃんと承ることができたかどうか，言いたいことを言っていたのかどうか若干心配です。この命題は，我々裁判官には，裁判員裁判のときも常に同じようにつきつけられています。皆さんに審議を十分わかってもらって，言いたいことを言っていて，その上で裁判員裁判は初めて成り立っています。今日は本当に皆さんに言いたいことを言っていたので，それを糧として，今後のよりよい裁判員裁判に役立てていきたいと思っています。

それとともに，皆さん，周りに裁判員を経験された方があまりいらっしゃらないということですので，この後に続く人のために，どんどん忌憚のない意見を言っていていただき，初めての方の不安を少しでも取り除いてもらうようにしていただけたらと，そのように思っています。

本当に，本日は夜遅くまでありがとうございます。

以 上